権利侵害品・模倣品の廃棄業務の強化に関する意見

(意見募集稿)

各省・自治区・直轄市・新疆生産建設兵団の関係部門、機構へ

権利侵害品・模倣品の摘発は、人民大衆の切実な利益や革新型国家の建設、質の高い経済発展に関わるものであり、党中央・国務院から高く重視されている。法による権利侵害品・模倣品の廃棄は、人民大衆の生命の安全と身体の健康を守るための強力な措置であり、ビジネス環境を最適化し、革新・起業の積極性を刺激するための有効な手段であり、市場環境を浄化し、高い抑止効果を得るための重要な手掛かりである。関連業務をしっかりと行うために、以下の意見を提出する。

一、全体的要求

権利侵害品・模倣品を廃棄するに当たって、「法による処分」の原則を堅持し、廃棄処分手続を制定・整備し、かつ、厳しく実行しなければならない。「無害化処理」の原則を堅持し、廃棄過程における二次的汚染を防止し、野焼き、単純な埋め立て、随意な放置又は都市パイプネットワークへの排出等の行為を途絶しなければならない。「再流通途絶」の原則を堅持し、台帳制度を整備し、全プロセスの監督を強化し、権利侵害・模倣品の市場への再流入を防止するために、不法に付着した偽造商標を除去するだけでは、当該商品の商業ルートへの投入は許可されない。特別な場合を除き、主管部門はいかなる状況においても模倣品又は海賊品について輸出入又はその他の税関手続の処理を許可する裁量権を持たない。

業務目標は、権利侵害品・模倣品の分類廃棄メカニズムの更なる健全化、無害化処理 水準の更なる向上、社会的抑止効果の更なる顕在化を促進することである。

二、主要内容

(一) 廃棄範囲

特別な場合を除き、関係法執行・事件処理機関は法律、行政法規の規定に従い、法により没収された権利侵害品・模倣品、及び主に模倣品又は海賊品の生産や製造に使用される原料、ツール、標識・表示、証書、パッケージ等を廃棄しなければならない。権利侵害・模倣品には、登録商標を詐称した商品、不法に製造された登録商標の標識、著作権を侵害した複製品、及び、主として登録商標を詐称した商品、登録商標の標識又は権利侵害複製品を製造するために用いる資材やツール、並びに法により廃棄すべきその他の権利侵害品・模倣品を含むが、これらに限定されない。

(二)廃棄期限

関係法執行・事件処理機関は、職権により、権利侵害品・模倣品廃棄処分意見を速や

出典: 2020 年 6 月 22 日付け国家市場監督管理総局ウェブサイト http://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/202006/t20200622_317320.html

かに提出する。腐敗しやすく、カビが生えやすく又は保存しにくい物品については、権利者の同意又は申立を経て、かつ関連法執行・事件処理機関の責任者から承認を得た場合、行政、刑事事件の結審前に廃棄することができる。その他の権利侵害品・模倣品について、行政処罰事件において、行政処罰決定書の送達後に、規定された期間内に行政不服審査の申立も行政訴訟の提起もなされなかった場合には、行政法執行・事件処理機関は、6ヶ月以内に処理意見を提出し、所定の手続に基づく審査を経て、同意を得た上で廃棄しなければならない。知的財産権侵害の刑事事件において、人民法院が有罪の判決を言い渡した場合、人民法院は、これを廃棄するか否かについての決定をする。この場合、判決発効後の6ヶ月以内に、関係機関は係争模倣品及び主に権利侵害貨物を製造するための資材やツールを廃棄しなければならない。無罪判決、不起訴決定又は事件取消が下されたものの、行政違法を構成する場合、行政処罰を下すため、上記物品を行政法執行機関に移送した後、行政法執行機関が前項規定に従って処分しなければならない。民事、行政事件の証拠として使用する必要がある場合には、権利者の申立を経て、民事、行政事件の終結後に法により廃棄することができる。

(三) 分類処分

廃棄しようとする権利侵害品・模倣品について、その原材料がリサイクル可能である場合には、優先的に解体、製錬、パルプ化等し、製品の本来の用途又は状態を変更する方法で原材料を総合的に利用する。リサイクルできない権利侵害品・模倣品、解体後に発生した廃棄物については、焼却、埋め立て等の方法を講じて廃棄処理を行い、かつ権利侵害品・模倣品の物理的特性又は性質に応じて分類しなければならない。危険物に該当する場合、国の関連規定に従って安定化の前処理を行った後に、相応の資質を有するか又は条件に合致する機構に渡して処分させなければならない。危険廃棄物類(医療廃棄物を含む)は、相応の利用処分能力を有しかつ許可証を持つ機構に渡して処分させなければならない。電子廃棄物類は、優先的に電気・電子製品処理能力を有する機構に渡して解体、利用又は処分させなければならない。一般固形廃棄物は、環境保護要件を満たす生産又は加工利用企業に渡して処分させなければならない。液体類権利侵害・模倣品は、相応の処理能力を有する都市部下水処理場、工業用下水処理施設に処分を委託することができる。その他の種類の権利侵害・模倣品については、上記処分方法を参照して相応の資質を有するか又は条件に合致する機構に処分を委託するものとする。

(四)汚染防止

権利侵害品・模倣品の廃棄に当たって、関係法執行・事件処理機関は、「最寄り」及び「分類処分」の原則を参照し、環境無害化処理能力を有する機構又は環境保護要件を満たす生産・加工利用企業に実施を委託しなければならない。廃棄任務を受託した機構は、関連環境監視及び管理条件を備え、没収された権利侵害・模倣品の性質に応じて、それ相応の無害化廃棄方法を選択し、かつ廃棄過程の監視を強化し、汚染物の排出が国

出典: 2020 年 6 月 22 日付け国家市場監督管理総局ウェブサイト http://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/202006/t20200622 317320.html

と地方の環境保護制御基準に合致するよう確保しなければならない。各地区の生態環境 部門は、公式ウェブサイトで環境無害化廃棄能力を備える機構の名称を開示しかつ定期 的に更新し、廃棄任務を引き受けた機構に対する環境監視監督を強化し、環境保護規定 の着実な実行を確保する。

(五) 物品保管

没収された権利侵害・模倣品について、政府の公共物倉庫や法執行機関によって自ら建設された没収物品の保管倉庫、その他の法執行機関に所属する没収物品の保管倉庫、又は政府の購入サービス等の方式によって社会倉庫を選択して設置された公務倉庫への保存を選択し、かつ専任者を指定して保管することができる。有毒物、有害物、可燃物、爆発物等危険性のある権利侵害品・模倣品は、専用倉庫に保存しなければならない。関係法執行・事件処理機関は、権利侵害品・模倣品の没収領収書の受領・返納廃棄、引渡・保管、決算・照合、処分手続等の制度を構築し、没収された全ての権利侵害品・模倣品に関する一覧表を作成し、逐一番号を付けて登記し、その受領時間、物品の種類、数量、重量、特徴、保存場所、保存条件、入庫番号、処分状況等を明記しなければならない。保管機構は、没収された権利侵害品・模倣品の入庫、棚卸、出庫制度を構築し、かつ、健全化し、入庫、保管を委託された商品について登記・ファイリングし、定期的に整理しなければならない。いかなる機構や個人も、流用、交換、転用、私的分配又は別の形での私的分配を行ってはならず、勝手に処分してはならない。

(六) 全プロセスの監督

関係法執行・事件処理機関は、権利侵害品・模倣品の処分前に、処分審査承認手続を 履行し、審査承認書を記入し、処分意見を提出し、機関の責任者による同意を得た上で、 環境無害化処理能力を有する機構又は環境保護要件を満たす生産・加工利用企業に分類 処分を委託しなければならない。関係法執行・事件処理機関は、廃棄すべき商品を全て 廃棄すること、廃棄すべき商品を無断で転用したり市場に投入したりしないことを承諾 する旨の「責任承諾書」を提出するよう、処分業務を引き受けた機構に要求しなければ ならない。没収された権利侵害・模倣品の処分業務を引き受けた機構は、処分作業を行 う前に作業開始時間を委託した関係法執行・事件処理機関に報告し、関係法執行・事件 処理機関の監督を自覚して受け入れなければならない。作業完了後に、関連処分状況を 速やかに書面にて関係法執行・事件処理機関に報告しなければならず、報告には、処分 の時間、場所、方法及び廃棄商品の名称、種類、数量、ビデオ等を明記しなければなら ない。関係法執行・事件処理機関は、没収された権利侵害・模倣品の処分業務を引き受 けた機構への監督を強化しなければならず、権利侵害・模倣品を処分するに当たって、 2名以上の職員を指名して現場に立ち会わせ、記録を作成し、処分の時間、場所、方法、 処分される商品の名称、種類、数量及び執行者を記録し、かつ撮影・撮像しなければな らない。今後の調査のために、処分記録、写真、録画については、没収された権利侵害

出典: 2020 年 6 月 22 日付け国家市場監督管理総局ウェブサイト http://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/202006/t20200622 317320.html

品・模倣品の処分業務を引き受けた機構から提出された報告と一緒にファイリングする。

三、保障措置

(一) 組織指導の強化

各地区の権利侵害品・模倣品摘発活動指導者グループは、当地政府の指導下で、権利侵害品・模倣品の廃棄業務を重要な議事日程に取り入れなければならない。統一的計画を強化し、当地の実情を踏まえて、権利侵害品・模倣品の廃棄措置を構築かつ整備しなければならない。組織指導を強化し、関係会員機構が業務プランを詳細化し、業務体制を整備するよう指導し、実際の効果を得られるよう取り組まなければならない。各関係部門は、各自のシステムへの業務指導を強化するとともに、監督指導・検査を強化し、廃棄業務が着実かつ秩序よく進められるよう確保しなければならない。権利侵害品・模倣品の廃棄業務に係る費用は、規定に従って関連予算に取り入れるものとする。

(二) 意思疎通・提携の深化

各地区の権利侵害品・模倣品摘発活動指導者グループは、権利侵害品・模倣品の環境無害化廃棄業務の部門提携と情報共有メカニズムを構築し、かつ、健全化しなければならない。各地区の生態環境部門は、無害化廃棄における環境監督指導の役割を発揮しなければならない。関係法執行・事件処理機関は、生態環境部門と情報共有メカニズムを構築し、情報相互報告の時間、内容及び連絡人を明確にし、廃棄される没収された権利侵害品・模倣品の種類、数量、処罰・没収機関、廃棄方法、廃棄資金の出所等の情報を報告・送付しなければならない。関係法執行・事件処理機関は、行政法執行と刑事司法との有効な連携を推進し、権利侵害品・模倣品が法により移送、保管、廃棄されることを保障しなければならない。

(三)宣伝・指導の重視

高い抑止効果を得るべく、主要な祝日、消費シーズン等権利侵害・模倣が発生しやすい期間を中心に、権利侵害品・模倣品に係る集中廃棄活動を組織する。現場廃棄に当たって、状況に応じて現場に立ち会うよう権利者、消費者及びニュースメディアの代表者を招待することができる。伝統的メディアと新興メディアを十分に利用して、廃棄活動を宣伝・報道し、かつ速やかに権利者や社会公衆の懸念に対応することで、権利侵害・模倣品摘発の良好な雰囲気を醸成しなければならない。

(四)監督・考課の強化

上位の関係部門は、効果的な措置を講じて、下位の関係法執行・事件処理機関による権利侵害品・模倣品の管理、処分過程及び処分後の再チェック、再検査等に対する監督検査を強化しなければならない。権利侵害品・模倣品を流用、交換、販売により私的分配した場合又は別の形で私的分配した場合、直接の責任者及びその他の直接担当者に対して法により行政処分を与える。情状が深刻で犯罪を構成した場合、法により刑事責任

出典: 2020 年 6 月 22 日付け国家市場監督管理総局ウェブサイト http://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/202006/t20200622 317320.html

を追及する。全国権利侵害品・模倣品摘発活動指導者グループ弁公室は、各地区の廃棄業務の状況を査定し、査定結果を当年度の全国権利侵害・模倣違法犯罪活動摘発の業績査定成績として計上する。

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。

出典: 2020 年 6 月 22 日付け国家市場監督管理総局ウェブサイト http://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/202006/t20200622_317320.html